

地域指定年度	昭和 4 6 年度
計画策定年度	昭和 4 8 年度
計画見直し年度	昭和 5 1 年度
	昭和 5 7 年度
	昭和 6 3 年度
	平成 5 年度
	平成 1 1 年度
	平成 2 2 年度
	平成 2 8 年度
	令和 7 年度

伊勢原農業振興地域整備計画書 (概要版)

令和 7 年 6 月

神奈川県伊勢原市

目 次

第 1	農用地利用計画	
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	
イ	農用地区域の設定方針	
(2)	農業上の土地利用の方向	4
ア	農用地等利用の方針	
イ	用途区分の構想	
ウ	特別な用途区分の構想	
2	農用地利用計画	7
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11
4	他事業との関連	11
第 3	農用地等の保全計画	12
1	農用地等の保全の方向	
2	農用地等保全整備計画	
3	農用地等の保全のための活動	
4	森林の整備その他林業の振興との関連	
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な 利用の促進計画	
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向	13
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2	農業経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を 図るための方策	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第 5	農業近代化施設の整備計画	18
1	農業近代化施設の整備の方向	
2	農業近代化施設整備計画	
3	森林の整備その他林業の振興との関連	
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	
3	農業を担うべき者のための支援の活動	
4	森林の整備その他林業の振興との関連	

第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	
3	農業従事者就業促進施設	
4	森林の整備その他林業の振興との関連	
第 8	生活環境施設の整備計画	19
1	生活環境施設の整備の目標	
2	生活環境施設整備計画	
3	森林の整備その他林業の振興との関連	
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	
第 9	付図	19
1	土地利用計画図（付図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）	
6	生活環境施設整備計画図（付図 6 号）	
別記	農用地利用計画	20
(1)	農用地区域	
(2)	用途区分	

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、神奈川県のおぼ中央にあり、東京から 50km 圏、横浜から 45km 圏に位置し、市の東部及び北部は厚木市、西部は秦野市、南部は平塚市に接している。

地形は、丹沢山塊の一角を占める大山（標高 1,252m）を頂点として丘陵・台地が北西から南西に広がり、その裾野には侵食を受けた谷戸が多く、そこから更に平野が開けており、最低地の標高は約 8m である。

河川は、東部を流れる歌川、中央部から東部に流れる渋田川、大山から西部を流れる鈴川の 3 本が主流となっている。

気候は、年平均気温 16.4 度（令和 4 年の平均、以下同様）、年間総降水量 1,580 mm で、比較的温暖な地域であり、冬季においても露地野菜の栽培が可能である。

市域は、東西に 9.98km、南北に 7.28km の総面積 55.56 km² であり、そのうち農地は 10.72 km² で 19.3% の面積を占めている。また、市域の 32.7% に当たる 18.16 km² が農業振興地域に指定されている。農用地については、都市化に伴い面積が減少しているが、農業はその生産活動を通じ、大気や水の循環・浄化作用の効果、生物多様性の機能、国土保全機能、良好な景観形成など多面的な機能を有しており、市民生活を営むうえで重要な役割を果たしている。

交通は、広域幹線道路は東名高速道路、国道 246 号、国道 271 号（小田原厚木道路）の他、令和 2 年 3 月に、新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジが開設し、広域的な交通アクセス性が向上した。また、現在、厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）が市域を横断するように建設が進められており、さがみ縦貫道路（圏央道）へのアクセスも容易となる。鉄道は、小田急・小田原線がほぼ並行して市の中央部を東西に横断し、伊勢原駅から鶴巻温泉駅間に令和 15 年の操業開始を目指した小田急電鉄株式会社による総合車両所の建設の計画が進められている。

また、『伊勢原市第 6 次総合計画（令和 5 年 3 月策定）』の土地利用構想では、東部第二地区と高森・栗窪・東富岡研究開発地域、伊勢原大山インターチェンジ周辺、鈴川工業団地等を結ぶ市の活力の軸となる地域を「産業系用地のつながり（新たな産業系用地を含む）」として位置づけており、伊勢原大山インターチェンジの整備効果と、都市計画道路や鉄道等の広域交通ネットワークを生かし、新たな産業系市街地の創出が計画されている。

人口は、昭和 46 年の市制施行時には 4 万 5 千人であったが、その後順調に増加を続け、平成 13 年に 10 万人に達したのち、令和 5 年現在までほぼ横ばい傾向である。一方で、農業者人口は一貫して減少傾向にあるが、水田地帯を中心に生産組織や担い手への農地の集積・集約化が進められ農業経営の規模拡大が図られている。

これらの環境変化に対応し、都市と調和した農業の維持・発展を図るため、SDG s の理念に沿った考え方を踏まえ、農業生産基盤の維持管理に努

め、優良農地の積極的な保全と担い手の育成・確保と更なる農地の集積・集約化などの施策について、総合的に推進するとともに、都市近郊の立地や広域幹線道路、今後整備される産業拠点等による関係人口の増加を効果的に活用し、回遊性のある観光農業の取組や新たな販路開拓を推進する。

< 農業振興地域内土地利用構想 >

単位：ha、%

区分	現在（令和6年）		目標		増減	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
農用地	1,154	63	1,136	63	-18	
農業用施設用地	19	1	19	1	0	
森林・原野	210	12	210	12	0	
住宅地	不明	—	不明	—	不明	
工場用地	不明	—	不明	—	不明	
その他	433	24	444	24	11	
計	1,816	100	1,809	100	-7	0

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

地域内にある現況農用地 1,154ha のうち、おおむね次に掲げる条件に該当する農用地約 537ha を除き、約 617ha について農用地区域を設定する。

- a 集落に介在する農用地
- b 小規模点在農用地
- c 農業の近代化が困難な農用地
- d 公共事業の計画等により、将来的に農業振興を図ることが困難と認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定す

る。

農業用施設用地 9.6ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

地域内の森林、原野等については、原則農用地区域を設定しない。

ただし、現況農用地と一体的に保全する必要があるものや、農用地区域を設定しないことで周辺の農業生産に影響を及ぼすおそれがある場合等は農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

まちづくりと調和した農業の維持・発展を図るため、広域幹線道路の建設をはじめとする公共事業等により都市的利用が計画されている区域や、農業の近代化を図ることが困難な農用地等を除き、東部地区計約 369ha、西部地区計約 257ha、合わせて約 627ha を農用地区域として確保し、都市農業の振興を図ることを基本とする。

農用地区域の確保に当たっては、現状の農業経営や、農用地の状況を的確に捉え、土地基盤整備等とも整合性を図り推進する。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
東 部 地 区	A 1	130	128	-2	0	0	0	0	0	1	1	0	131	129	-2	0
	A 2	97	97	0	0	0	0	0	0	2	2	0	100	100	0	0
	A 3	86	86	0	0	0	0	0	0	1	1	0	86	86	0	0
	A 4	34	34	0	0	0	0	0	0	1	1	0	35	35	0	0
	A 5	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	17	0	0
	合計	364	362	-2	0	0	0	0	0	0	5	5	0	369	367	-2
西 部 地 区	B 1	98	98	0	0	0	0	0	0	4	4	0	102	102	0	0
	B 2	79	72	-7	0	0	0	0	0	0	0	0	79	72	-7	0
	B 3	76	67	-9	0	0	0	0	0	1	1	0	77	68	-9	0
	合計	253	237	-16	0	0	0	0	0	0	5	5	0	257	241	-16
合計	617	599	-18	0	0	0	0	0	0	10	10	0	627	609	-18	0

注) 端数処理の関係で計の値が地区ごと合計と合わない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) 東部地区

A-1

大田地区のうち渋田川以東に位置し、小稲葉全域と、上谷、下谷、下糟屋の一部が含まれる。農用地区域約 131ha のうち 98ha が水田、32ha が畑、1ha が農業用施設用地として利用されている。

この地区の農地は、西部用水の受益地区で用排水等の農業生産基盤が整備されており、水田を中心とした土地利用が図られている。

また、当該地区では、ツインシティ整備計画に定める道路軸として、平塚愛甲石田軸にあたる都市計画道路石田小稲葉線、及び伊勢原大神軸にあたる（仮称）伊勢原大神線の早期整備に向けた取組が進められている。

今後は、新たな道路網を活用した農産物の流通効率化を図るとともに、農業生産基盤の整備・保全や、担い手への農地の集積・集約により、現在の土地利用形態を維持した優良農地の保全を推進する。

A-2

大田地区のうち渋田川以西に位置し、上平間、下平間の全域と、上谷、下谷、沼目、沼目六丁目、沼目七丁目、池端、下糟屋の一部が含まれる。農用地区域約 100ha のうち 91ha が水田、7ha が畑、2ha が農業用施設用地として利用されている。

この地区の農地は、西部用水の受益地区であり、渋田川や国道 271 号（小田原厚木道路）沿線では勾配がなく湿田地帯であるため、ほとんどは水田としての土地利用が図られている。上平間や下平間の一部の地域では、畑地転換がされ、軟弱野菜の生産地となっている。

今後は、水田地帯では、農業生産基盤の整備・保全や、担い手への農地の集積・集約により、現在の土地利用形態を維持した優良農地の保全を推進する。また、畑地転換された農地では、生鮮野菜等の供給地としての確立を図り、農産物の市内外への消費拡大を推進する。

A-3

成瀬地区のうち国道 246 号以南と、伊勢原地区のうち市役所以西を含む小田急線沿線に位置し、田中、池端、伊勢原四丁目、下糟屋、見附島、石田、高森、沼目、沼目一丁目の一部が含まれる。農用地区域約 86ha のうち 62ha が水田、10ha が畑、14ha が樹園地、1ha が農業用施設用地として利用されている。

この地区の農地は、一部が西部用水の受益地区で西部、南部を中心に樹園地や畑地としての利用が見られ、渋田川流域では水田としての利用が中心である。

今後は、農用地区域においては、農業生産基盤の整備保全や、担い手への農地の集積・集約により、現在の土地利用形態を維持した優良農地の保全を推進する。

また、農業振興地域内で農用地区域に設定されていない集団的優良農地においては、都市計画との融和を図りながら、農地の保全を推進する。

A-4

成瀬地区のうち国道 246 号以北に位置し、東富岡、栗窪の全域が含まれる。農用地区域約 35ha のうち 20ha が水田、13ha が畑、1ha が樹園地、1ha が農業用施設用地として利用されている。

この地区の農地は、一部が西部用水の受益地区で森林となっている丘陵地が北部より南部にかけて区域を囲むように広がっている中で展開されており、主に水田、普通畑、飼料畑として利用されている。

今後は、担い手への農地の集積・集約や、鳥獣被害対策の取組による担い手の経営意欲の維持により、現在の土地利用形態を維持した優良農地の保全を推進する。

A-5

伊勢原地区のうち小田急線以南より、県道 61 号沿線に位置し、岡崎と東大竹の一部が含まれる。農用地区域約 17ha は、そのほとんどが水田として利用されている。

この地区の農地は、一部が西部用水の受益地区で農道、用排水路の農業生産基盤の整備・保全を行い、現在の土地利用形態を維持した優良農地の保全を推進する。

(イ) 西部地区

B-1

高部屋地区及び大山地区に位置し、上粕屋、西富岡、日向、子易の一部が含まれる。農用地区域約 102ha のうち 34ha が水田、41ha が畑、23ha が樹園地、4ha が農業用施設用地として利用されている。

この地区の農地は、「観光地日向」が含まれており、中山間部の傾斜地で観光みかん園や野菜畑、飼料畑として利用されているほか、畜産経営も盛んに行われている。また、本地域は、令和 2 年 3 月に、新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジが開設したところであり、その整備効果や既存の企業集積を生かした産業系のまちづくりが推進されている。

こうした地域環境の変化を踏まえつつ、担い手、新規就農者などによる農業振興を目指していくほか、条件不利による担い手不足と荒廃農地の増加が予想される山際の農地については、鳥獣被害対策の取組、地域の実情に適合する作物の作付けを研究しながら観光農業を積極的に推進し、農地の有効活用を図る。

B-2

比々多地区に位置し、東方を隣接して東名高速道路、南方を国道 246 号が走り、厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）の整備後は、東西に分断される地区であり、市域で最も中山間部が多く、農用地区域約 79ha のうち 11ha が水田、13ha が畑、55ha が樹園地として利用されている。

この地区の農地は、中山間部では、みかん、梨、ぶどう等の樹園地が広がり、消費者のニーズに対応した優良系統への転換を図ってきた。現在は、大都市近郊の立地条件を活かした観光農業が積極的に展開されており、果樹、野菜などの直売施設や「みかんの木オーナー制度」が多くの人々の人気を集め、農業所得水準の向上に結びついている。

また、伊勢原市第 6 次総合計画の土地利用構想で示す「産業系用地の

つながり（新たな産業系用地を含む）」や、『伊勢原市都市マスタープラン（平成 28 年策定）』の全体構想においては、三ノ宮初川地区を「活力のネットワーク」でつなぐ地区として位置づけており、令和 2 年 3 月に開設した伊勢原大山インターチェンジを始めとする広域交通ネットワークの整備効果を生かした新たな産業系市街地創出によるまちづくりが推進されていく地域である。

このような、環境変化を積極的に活用し、担い手、新規就農者などによる地域資源の活用と他産業との連携により農業振興を目指していくほか、条件不利による担い手不足と荒廃農地の増加が予想される山際の農地について、鳥獣被害対策の取組や地域の実情に適合する作物の作付けを研究しながら農地の有効活用を図るとともに、観光農業を積極的に推進する。

B-3

比々多地区に位置し、北方は市街化区域が隣接し、区域の中央を流れる鈴川流域に水田と畑が形成され、農用地区域約 77ha のうち 66ha が水田、3ha が畑、7ha が樹園地、1ha が農業用施設用地として利用されている。

この地区の農地は、土地改良総合整備事業により基盤整備が積極的に行われている区域である。また、この地区は、「農地中間管理事業に係るモデル地区」として設定されており、農地中間管理事業と農業基盤整備促進事業等を連携させて担い手への農地の集積・集約を進めている。

また、本地域は、令和 15 年の操業開始を目指した小田急電鉄株式会社の総合車両所の建設の計画が進められており、都市の新たな産業・交流の拠点となる産業機能の強化と交通結節機能の構築による持続可能なまちづくりの推進に取り組んで行く地域となることから、企業の農業参入による農地利用を推進し、優良農地の保全を進めていく。

ウ 特別な用途区分の構想
該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における土地基盤整備は、将来の農業上の土地利用を考慮するとともに、地域の実情に合った整備を基本とし、その中で営農類型に基づく基幹作目の振興を図る。

そのために、ほ場整備等の面的整備や農道、用排水路等の整備を実施し、ほ場区画の規模拡大等を図り、農地の集積・集約化と高度利用を積極的に推進する。

(1) 東部地区

A-1

本地区は、農地が平坦で市域で最も水田が多く集積している地区であり、農業経営は水稻を中心に、麦、野菜、花き、施設園芸、畜産との複合経営が盛んな地区である。

本地区の生産基盤の整備は、土地利用形態に即したほ場整備を主体に、農道、用排水路等の整備を進め、農地の効率的利用と生産性の高い農業を推進し、担い手の育成・確保を図る。

A-2

本地区は、畑地転換が進められ、軟弱野菜の生産を主体に、稲作、施設園芸、畜産経営も盛んな地区であり、生産基盤の整備は、農道整備を中心に進める。

東部は土地利用形態に即したほ場整備と排水対策を主体に、農道、用排水路等の整備を進め、農地の集積・集約化と高度利用を推進し、担い手の育成・確保を図る。

A-3

本地区の東部は、水稻を中心に営農されている。また、西部は、野菜、果樹、施設園芸を中心に付加価値の高い農産物を生産し、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進する。

本地区の生産基盤の整備は、営農効率を高めるための農道整備を推進する。

A-4

本地区は、北方の中山間部から南方にかけ、平野地が小規模に散在しながら広がっており、農業経営は水稻を中心に、野菜、畜産などとの複合経営が行われている地区である。

本地区の生産基盤の整備は、用排水路の整備を進め、営農効率を高めるための農道整備を推進する。

A-5

本地区は、東方を縦長に水田と畑が形成され、市域で最も農用地面積の小さい地区であり、農業経営は、水稻を中心に、野菜、畜産などとの複合経営が行われている地区である。

本地区の生産基盤の整備は、農道、用排水路の整備を進め、農用地の集団化と高度利用を推進する。

(2) 西部地区

B-1

本地区は、中山間部が多く、傾斜地を利用したみかん栽培や畜産経営が盛んな地区であり、平坦地では水稻や野菜経営が行われている。

また、本地区の生産基盤の整備は、営農効率を高めるための農道、用排水路の整備を進める。

B-2

本地区は、北側が中山間部で、南東にかけて平地が広がっており、市域で最も果樹経営農家の多い地区である。

中山間部では、傾斜地を利用したみかん園、また、平地では、梨園やぶどう園が集積しており、果樹経営を中心に水稻、野菜との複合経営が行われている地区である。

また、新たな産業系市街地の創出による営農への支障がないよう、農道等の生産基盤の整備を進める。

B-3

本地区は、農地が平坦で水田が多く、野菜、施設園芸、果樹などとの複合経営が行われている。

この地区は、農業構造改善事業や土地改良総合整備事業により、市域で生産基盤の整備が進んでいる地区であるが、農地中間管理機構と農業基盤整備促進事業等を連携させて、小田急電鉄株式会社の総合車両所の建設等のまちづくりによる営農への支障が生じないようにしつつ、更なる担い手への農地の集積・集約を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
危険防止	防護柵設置	A-1 小稲葉地区	0.3ha (660m)	1	両側設置
用排水改良	排水路整備	A-1 小稲葉地区	5.0ha (600m)	2	
用排水改良	用排水路整備	A-1 小稲葉	28ha (排水 330m) (用水 2,070m)	3	下小稲葉 基盤整備 促進事業
農道整備	農道改修	A-1 小稲葉	2.8ha (幹線 550m) (支線 3,000m)	4	下小稲葉 基盤整備 促進事業
ほ場整備	用排水路、 農道、暗渠 区画整備等 (担い手育成型)	A-1 A-2 大田地区 (下谷・沼目)	73.0ha	5	県営
用水路改良	用排水路整備	A-1 小稲葉	2.1ha (180m)	6	新規 農とみどりの 整備事業

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
用水路改良	用排水路整備	A-1 小稲葉	2.2ha (215m)	7	新規 農とみどりの 整備事業
用水路改良	用排水路整備	A-1 沼目	2.6ha (180m)	8	新規 農とみどりの 整備事業
農道整備	農道整備	A-2 下平間地区	2.6ha (250m)	9	農とみどりの 整備事業
危険防止	防護柵設置 (農業用排水路)	A-2 上谷地区	0.2ha (500m)	10	両側設置
危険防止	防護柵設置 (農業用排水路)	A-2 上平間地区	0.1ha (340m)	11	
農道整備	農道整備	A-2 上平間地区	0.5ha (130m)	12	
農道整備	農道整備	A-2 上平間地区	0.7ha (170m)	13	
農道整備	農道整備	A-2 上平間地区	1.0ha (250m)	14	
農道整備	農道整備	A-2 上平間地区	0.6ha (160m)	15	
農道整備	農道整備	A-2 下平間地区	1.4ha (340m)	16	基盤整備 促進事業
農道整備	農道整備	A-2 下平間地区	1.2ha (290m)	17	基盤整備 促進事業
農道整備	農道整備	A-2 上平間地区 下平間地区	2.2ha (540m)	18	
用排水改良	排水路整備	A-2 上平間地区	0.7ha (160m)	19	
用排水改良	排水路整備	A-2 上平間地区	0.9ha (210m)	20	
農道整備	農道整備	A-2 上平間地区	1.9ha (470m)	21	
農道整備	農道整備	A-2 上平間地区	1.8ha (460m)	22	
農道整備	農道整備	A-2 沼目地区	1.5ha (370m)	23	
用排水改良	用排水路 整備	A-2 沼目地区	3.3ha (740m)	24	
用排水改良	用水路整備	A-2 沼目 下平間	10.0ha (大城 1,842m) (下平間 528m)	25	大城用水 下平間用 水(県営)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
湛水防除	水路工	A-2 A-3 筒川	7.5ha (1,660m)	26	県営
用排水改良	用水路整備	A-2 A-3 池端	0.8ha (180m)	27	西部用水 池端支線 (施設防災)
用水路改良	用排水路整備	A-2 上平間	4.0ha (170m)	28	新規 農とみどりの 整備事業
農道整備	農道整備	A-3 池端地区	1.5ha (380m)	29	基盤整備 促進事業
農道整備	農道整備	A-3 下糟屋地区	1.6ha (410m)	30	基盤整備 促進事業
農道整備	農道整備	A-3 下糟屋地区	1.2ha (300m)	31	基盤整備 促進事業
農道整備	農道整備	A-3 下糟屋地区	6.0ha (1,500m)	32	基盤整備 促進事業
用水路改良	用排水路整備	A-3 下糟屋	2.9ha (140m)	33	新規 農とみどりの 整備事業
用水路改良	用排水路整備	A-3 田中	2.1ha (185m)	34	新規 農とみどりの 整備事業
用水路改良	用排水路整備	A-4 東富岡	2.2ha (110m)	35	新規 農とみどりの 整備事業
農道整備	農道整備	A-5 岡崎地区	5.6ha (200m)	36	基盤整備 促進事業
農道整備	農道整備	B-1 子易地区	0.8ha (200m)	37	
農道整備	農道整備	B-1 日向	2.1ha (500m)	38	農道366号 農道367号 (村交金)
用水路改良	水路工 揚水機場整備	A-2 沼目	20.0ha (300m)	39	長寿命化防 災減災事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地の一部において、土地所有者の社会的経済的事情や有害鳥獣被害等による耕作放棄などで農用地等としての機能の低下が増加傾向にある。

これらの荒廃農地は、周囲の営農環境を直接的に悪化させるばかりか、不法投棄等による更なる悪化を引き起こしかねない。

本来、農地保全は所有者責任であるが、管理出来ない農地については、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化や営農組織による農作業受委託を推進し、農地としての保全を図る。

また、経営所得安定対策等の施策により、農業者個々の営農意欲を高め、生産性の高い農業や高付加価値型農業等を展開するため、地域の特性に応じた農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進等の生産基盤を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を図る。具体的には、現状が農用地区域外の土地であっても、効率的な農作業が可能な土地条件を備えている地域、農振農用地等のまとまりある農地と連担する地域については、各種施策を通じ、当該農地の農用地区域編入に努める。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

荒廃農地化した事情は、土地所有者それぞれで異なるため、農用地としての機能低下が見られた場合は、土地利用の意向等を確認し、その状況に沿って次の支援を行う。

- (1) 農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約
- (2) 農業サポーターの活用
- (3) 営農集団等へ受委託斡旋
- (4) 有害鳥獣対策
- (5) 観光農業の推進
- (6) 法人の参入支援

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営を確立するため「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を基調として、農地の流動化や農作業の受委託を促進し、担い手を中心とした農地の集積・集約化を進め、農地の有効利用及び経営規模の拡大を図る。

また、耕種部門における経営形態を単一あるいは複合を問わず、収益性の高い経営形態への転換を促進するとともに、営農環境の改善等の条件整備を進め、農業経営の改善と農業生産力の増強を図る。

	営農類型	目標規模	作目構成	経営管理の方法	農業従事の様態等
個人経営体	施設野菜 (トマト) + 露地野菜	1.0ha 施設用地 0.5ha 畑 0.5ha	促成トマト 0.4ha 抑制キュウリ 0.4ha キャベツ 0.4ha 計 1.2ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	水稻 + 施設野菜 (キュウリ)	1.3ha 水田 0.8ha 施設用地 0.5ha	水稻 0.4ha 半促成キュウリ 0.4ha 抑制キュウリ 0.3ha 計 1.1ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	施設イチゴ + 水稻	1.0ha 施設用地 0.4ha 水田 0.6ha	促成イチゴ 0.3ha 水稻 0.3ha 計 0.6ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	軟弱野菜	1.15ha 施設用地 0.15ha 畑 1.0ha	施設ハウレンソウ 0.2ha コマツナ 0.4ha 露地コマツナ 1.2ha ハウレンソウ 0.4ha 計 2.2ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減

	営農類型	目標規模	作目構成	経営管理の方法	農業従事の様態等
個人 経営 営 体	露地野菜 畑	2.0ha 2.0ha	ダイコン 0.8ha キャベツ 0.4ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ジャガイモ 0.3ha ニンジン 0.4ha ホウレンソウ 0.3ha サツマイモ 0.3ha レタス 0.2ha ネギ 0.1ha 計 3.3ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	野菜直売 施設用地 畑	0.65ha 0.15ha 0.5ha	促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha ホウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha ジャガイモ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 計 1.2ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	落葉果樹 + 水稲	1.0ha 樹園地 0.7ha 水田 0.3ha	ナシ 0.4ha ブドウ 0.3ha 水稲 0.3ha 計 1.0ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	カンキツ + ハウス ミカン	1.8ha 樹園地 1.8ha	早生ミカン 0.1ha 普通ミカン 0.9ha 優良中晩柑 0.5ha ハウスミカン 0.3ha 計 1.8ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	カンキツ + 落葉果樹	1.5ha 樹園地 1.5ha	早生ミカン 0.3ha 普通ミカン 0.4ha 優良中晩柑 0.3ha 白加賀 0.1ha 十郎・南高 0.4ha 計 1.5ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	温室バラ	0.8ha 施設用地 0.6ha 水田 0.2ha	バラ 0.25ha 計 0.25ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減

	営農類型	目標規模	作目構成	経営管理の方法	農業従事の様態等
個人経営	温室カーネーション	0.9ha 施設用地 0.6ha 水田 0.3ha	カーネーション 0.33ha 計 0.33ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日制の導入 パート等による労力の軽減
	温室鉢物	0.5ha 施設用地 0.3ha 水田 0.2ha	鉢物 0.13ha 計 0.13ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日制の導入 パート等による労力の軽減
	観賞樹	1.7ha 畑 1.7ha	苗木 0.4ha 養生樹 1.2ha 仕立 0.1ha 計 1.7ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日制の導入 パート等による労力の軽減
	花壇用苗	0.5ha 畑 0.5ha	パンジー、野菜苗など 0.4ha 計 0.4ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日制の導入 パート等による労力の軽減
	酪農 (土地利用型)	3.2ha 飼料畑 3.0ha 施設用地 0.2ha	経産牛 40頭 育成牛 14頭	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日制の導入 パート等による労力の軽減
	酪農 (都市近郊型)	1.8ha 飼料畑 1.6ha 施設用地 0.2ha	経産牛 40頭 育成牛 14頭	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日制の導入 パート等による労力の軽減
	肉用牛 (専用種)	0.3ha 施設用地 0.3ha	黒毛和種 130頭 繁殖雌牛 20頭	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日制の導入 パート等による労力の軽減
	肉用牛 (交雑種)	0.3ha 施設用地 0.3ha	交雑種 150頭	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日制の導入 パート等による労力の軽減

	営農類型	目標規模	作目構成	経営管理の方法	農業従事の様態等
個人 経営 主体	養豚	0.2ha 施設用地 0.2ha	繁殖雌豚 70 頭 種雄豚 5 頭	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	養鶏 (直売型)	0.1ha 施設用地 0.1ha	成鶏 5,000 羽	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	養鶏 (市場出荷型)	0.3ha 施設用地 0.3ha	成鶏 20,000 羽 育成鶏 6,000 羽	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	水稲 + 小麦	20.0ha 水田 20.0ha	水稲 6ha 小麦 5ha 作業受託 6ha 計 17ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減
	茶	10.0ha 樹園地 10.0ha	茶 9ha 計 9ha	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	給料制、休日 制の導入 パート等による 労力の軽減

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業労働力の減少、農業者の高齢化等の影響により休耕地が増加傾向にあり、農用地の有効利用を低下させている。

今後は、農地の流動化を促進することにより、遊休農地等の解消に努めるとともに、担い手への農地の集積・集約を行い、農用地の有効利用を推進する。

また、地域及び作目毎の実情に即した農作業の受委託や農業機械・施設等の共同利用、農作業の共同化を促進し、担い手拡大と経営改善を図り、生産性の高い農業を確立する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者の育成・確保

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を推進し、経営感覚に優れた農業経営体の育成・確保を図る。

(2) 農地中間管理事業等による農用地の流動化対策

地域農業の総合的な推進を図るために、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく、農用地の有効利用を促進する。

推進に当たっては、農地中間管理機構の駐在員と連携を図り幅広い掘り起こし活動を行い、担い手への優良農地の集積・集約化を行う。

(3) 農業生産組織及び地域農業集団の育成対策

地域単位の生産組織及び業種別の生産組織の育成を図り、意欲的な農業者を中心とした農業経営の改善や農用地の有効利用等を促進するとともに、組織間の交流を深めながら活動強化と協業化を図る。

特に、稲作部門については、低コスト化、省力化を図るための作業受委託業務を主体とした組織の育成強化を図る。

(4) 地力の維持増進対策

化学肥料、農薬等の節減等により環境への負荷を軽減し、新しい防除方法の普及や有機質資源を有効に活用する環境保全型農業を推進するために、農業者や関係機関の連携のもとに土づくり対策等に取り組み、農用地の効率的な利用を図る。

なお、地形的に病害虫の流入が少ない地域においては、無農薬・有機栽培を促進する。

(5) 鳥獣害対策

特に山際の農用地については、鳥獣害から農作物を守る対策を強化し、安定した所得の向上を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、大都市近郊という立地条件を十分に活用することにより、経営の自立、安定を図る。

このため、地域及び作目ごとの実情に即した施設設備の整備を進める。

(1) 東部地区

本地区については、水稻、露地野菜、無農薬・有機栽培野菜、施設園芸、果樹等の振興と生産性の向上等を図るとともに、農作業の省力化のための施設設備の整備を進める。

(2) 西部地区

本地区については、畜産、柑橘、露地野菜、水稻等の振興と品質の向上等を図るが、このうち柑橘及び水稻については、農業構造改善事業で施設整備が行われており、今後は、農作業の省力化及び農業経営の安定に資する施設設備の整備を進める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		地区	面積	戸数		
—	該当無し	—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成については、農業協同組合、農業技術センター等関係機関と調整しながら推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者のための支援については、関係機関と連携して研修会等開催し、知識、技術を習得する機会を設けるとともに、農業制度資金等の活用をPRし、経営面での支援を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

市内及び周辺市町には、商工業の事業所が多数立地し、常時雇用に恵まれている。その中でも、特に農業従事者の専門知識を活かすことができる業種への就業機会の確保を農業協同組合等と連携し、推進する。

日雇等については、安定的な就労を目指して、常時雇用に誘導する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

労働者の安定的な職場を確保するため、地域の持つ観光資源を活用した観光農業を推進するとともに、農産物の販売・加工業務を中心に農家の労働力を導入し、6次産業による安定的な就業機会の確保を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市における農業集落は、都市化の進展とともに、農家と非農家との混住化、農家の兼業化が進み、また、生活様式や意識の多様化に伴い、地域での連帯感や農業集落の持つ機能が低下してきている。

このような状況の中で、生活環境施設の整備に当たっては、農業集落だけでなく、市域全体を総合的に勘案し、進める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第9 付図

別 添